

打合せ協議記録簿（要旨）

件名	野洲市民病院整備に係る県（市町振興課・健康医療課）協議	日時	平成 28 年 1 月 28 日（木） 9:30～11:30
		場所	県庁 2 階 選挙管理委員会室
内容	基本設計実施の前年に行う総務省ヒアリングに向けた事前協議	出席者	(県)市町振興課 小林係長・川尻主任主事
			(県)健康医療課 上村参事
			(市)地域戦略室 大藤次長・駒井室長補佐・上野主事補
			(市)財政課 藤村課長補佐
協議書類等			
1 平成 28 年 1 月 22 日全協資料			
2 平成 27 年度公立病院の新設・建替等に関する調書			

【平成 28 年 1 月 22 日全協資料】について

○市地域戦略室

（基本設計予算否決から再提案に至るまでの経緯、野洲病院支援継続可能性調査の趣旨目的等について市政策調整部大藤より説明）

【平成 27 年度公立病院の新設・建替等に関する調書】について

➤ 今回の調書の位置付け等

○市地域戦略室

（総務省ヒアリング様式について市地域戦略室駒井より説明）

○市地域戦略室

昨年度秋に提出した様式が総務省で確認されているということだが、今回出すことでそれを上書きしてもらおうという認識である。今日の資料は事務レベルでの事前協議資料という位置付けであり、この後修正した上で鑑を付けて正式に提出し、その後に県に意見を付していただくという段取りでよいか。

●県振興課

了。（野洲市の協議日程は）通常の協議日程からはすでに外れてしまっているので、総務省と個別に調整する必要がある。日程は調書提出の見込みが立ってからでないと定まらない。

○市地域戦略室

昨年の基本計画精査結果へのご質問の回答（10月29日回答）の内容も参考にしてほしい。

➤ 新設の必要性について

● 県振興課

様式中「新設の必要性」について、今までの検討過程で他の民間病院の誘致は検討の対象としなかったのか。

○ 市地域戦略室

地域の中核医療機関として市民が求める医療を実施していただける民間病院というのは難しい。市の施策や地元医師会と関係を保ってやっていただける法人でなければ、市民から199床を持っていかれるだけになる。

● 県振興課

そういった検討があったのか、打診をしたが来てもらえる病院がなかった等の事実はないのかを尋ねた。調書には、「病院の必要性」ではなく、「公立病院の新設の必要性」を示す必要がある。患者数も増えるという見込みがされているため、他の民間病院に支援要請をされたらいいのではないかと総務省に聞かれる可能性もある。実績をもって「他の民間病院誘致の可能性はない」と書ければ、市立病院の新設の必要性の説明となるのでは。

○ 市地域戦略室

市は中核的医療の確保を市立病院でやるという方向でここまできている。他の民間病院を持ってくるべきというのなら、それは県の医療政策で取り組まれたらいいことで、県行政の範囲ではないか。逆に県はどこかに打診されてないのか。

○ 市地域戦略室

市は、中核的医療機関が必要で、それを市がやるのが一番合理的だという政策決定で来た。ただし、県が野洲に成人病センターの分院を建ててくれるのであればこの問題は一気に解決する。

● 県振興課

他の民間病院の誘致は不可能であったから市立で、という検討過程ということか。

○ 市地域戦略室

総務省への実績作りのために、ほぼ不可能なことに大きなコストを掛けて一旦は取り組む必要があるということになればおかしいと思う。

○ 市地域戦略室

何年前に■■■■病院が市長室に来られたが具体的には何もなかった。又、大阪の病院から話があったようだが、療養型の病院で医師会も大反対されたと聞いている。これだけ報道が出ており、業界では全国的にも有名な話になっているので、万一参入されたい病院があるのであれば、11月5日の否決後、何かオファーがあってもおかしくないが市には何もない。もとより、現の当事者である野洲病院自身が市立病院の実現を求めると表明している事実が、他の民間が入る余地がないことの証ではないか。

➤ 市立病院整備による市財政への影響について

● 県振興課

一般会計繰入金は「負担可能範囲である」と書いてあるが、この根拠は如何。

○ 市財政課

中核病院は生活していく中で必要なものという政策判断で優先的に配分するということ。市の財政については、歳出削減と収入確保などの対策が可能という考え方。

●県振興課

繰入金の額については、収支見通しの再精査の前後で大きな変化がないところ。以前は「負担可能な水準を超えている」としていた額を、負担可能と判断する理由を説明されたい。

○市地域戦略室

その説明が必要になるというのであれば、昨年の計画は精度が低いから撤回してほしいと言ってきた事実がある。

●県振興課

一般会計が、繰入金を負担可能か否かは、県総務部として一番、説明が必要と考えているところ。

○市地域戦略室

去年出した調書は、課題認識の低い職員が精度の低い試算に基づいて勝手に記入し、必要などころの決裁を経ずに出したものである。

●県振興課

今年 11 月に公表された中期財政見通しで不足額が出るという見通しを示す一方で現状以上の負担が「可能である」と書かれても担保がない。現時点で具体的な事業の廃止等の説明までを求めるものではないが、このままではこちらも県意見の検討ができない。

●県振興課

市全体の財政の話は病院の収支見通しとは別の話。合併算定替の話もあり、市財政全体として先行きが厳しいという見通しは昨年も今年も変わってないはずだ。

○市地域戦略室

野洲市としてはこの事業を最優先で取り組まなくてはいけないということ。現在クリーンセンターの建設を行っているが、病院整備はそれと同等という考えである。行革をやりながらするという事。

●県振興課

公営企業として市立で病院事業を実施するには、病院の必要性の判断に加えて、繰出の負担を背負えるかという問いは重要になる。重要な事業であると主張するからこそ、将来に渡って負担可能であるということを保証していくべき。市の財政が破綻してしまうと病院機能もなくなってしまう。

○市財政課

破綻するまでに講じる手法はある。水道がないと市民は生活できないから厳しくてもやる、というのと同じ政策判断。また中期財政見通しは決算から機械的に係数を掛けて算出するものであり、政策的判断による正負の変動の可能性を加味したものではない。

○市地域戦略室

行革と病院とは共に必要であるが、病院は優先度が一番高い施策である。その負担に市財政が堪えられないというなら、それ以外の施策で何をするかという議論を本来

展開すべきである。病院ヒアリングで財源をどうするかという話が馴染まない。

●県振興課

公立病院の新設・建替にあたっての調書において、説明が求められている項目。また、償還の見込みがあることは起債同意の要件でもある。

○市地域戦略室

開院 10 年目の繰出は 5 億 2500 万円となっているが、この内交付税で増える財源として 2 億 8200 万円見込んでいる。市の持ち出しは 2 億 4300 万円となるが、現在野洲病院へ 1 億 2000 万円補助をしているため、純増分は約 1 億 3000 万円となり、大きな額であるが吸収できないわけではない、という考え。年間 36 億の莫大な事業を背負い込むと心配されるが、34.7 億円の収入や措置等がある事業なのだから一般会計への財政負担は大きくないという考え。

また、国が公立病院改革を進めている今日、対症療法的な赤字補填は社会的に許されないと認識しており、そうならない経営をやる。公立病院は赤字の塊だというイメージは 10 年前の話である。

●県振興課

今の説明の内容を、調書に反映しておくべきということ。

○市地域戦略室

様式にこの問いがあること自体が馴染まないと思っている。

●県振興課

総務省が作成した様式であり、交付税措置を受けないで事業を進めていくなら作る必要はない。

○市地域戦略室

今の言い方は不適切だ。

●県振興課

地方財政措置を活用する以上、当然、財政面の説明は求められるもの。そもそも起債にあたっては市財政全体の状況が重要であり、交付税措置を行うにあたって確認が必要であるから国はこの項目を設けているはずである。

○市地域戦略室

上と協議して記入するようにするが、昨年出した調書との違いを説明せよと言われるのであればそれはできない。

●県振興課

昨年の調書からの変更を聞くものではないが、総務省の調書が記載を求めているところを説明されたい。

➤ 収支計画における将来患者推計、病床数設定について

●県健康医療課

(統合・再編の必要性の欄に) 湖南保健医療圏は「250 床過剰」とあるが、将来の患者推計と現状の医療機関からの報告を比べたものであるので必ずしも「250 床過剰」というわけではない。

○市地域戦略室

確認する。

今後の協議予定について

○市地域戦略室

調書の回答内容がいろいろな項目で重複しているが、問いの意図を当方が正しく理解していない可能性があり、ご指摘いただきたい。

○市地域戦略室

今回の調書で、現野洲病院をどう取り扱えばよいか。建替にあたるのか、新設になるのか。

●県振興課

この書き方しかないと思う。現状の野洲病院を無視してしまうと完全に新設扱いとなって実態に合わない。

○市地域戦略室

別途お願いしている技術的助言は期限に間に合いそうか。内容はこういった方向性になりそうか。

●県振興課

期限には間に合うと思う。補助金や貸付金についてはその時々状況に応じた自治体の判断によるもので、してはいけないとは言い切れない。

○市地域戦略室

違法・適法の判断は裁判でしかできないことは承知している。県のお考えを示していただきたい。

○市地域戦略室

総務省ヒアリングの結果をいただける目処はいつ頃か。当初予算の採決(3月23日)までにいただけるとありがたい。

○市地域戦略室

来週明けには今回の資料への意見をお願いする。再来週明けには公文書付きでこの調書をお渡しする。県のコメント内容の提供はいつ頃になるか。3月の初旬までには県のコメントが付いた調書をいただきたい。

○市地域戦略室

開設許可のタイミング、事前協議のタイミング、起債申請の手続き上の前提は

●県健康医療課

開設許可を得てから工事着工。着工前に確認申請用の図面を付けた状態での開設許可が必要。事前協議については、実施設計と並行して行う。

●県振興課

実施設計に係る起債申請に必要な開設許可の見込みについては、起債申請時点における状況(基本設計の進捗状況等)について、市や健康医療福祉部に確認しながら判断する。